破産手続終結

平成２８年（フ）第４４２２号
東京都豊島区駒込１丁目41―15―204
破産者　児玉　政之
1　決定年月日　平成29年４月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５５１号
東京都渋谷区桜丘町17―12
破産者　株式会社Ｈ＆Ｍ
1　決定年月日　平成29年４月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５７１号
東京都豊島区南池袋１―９―20―102
破産者　さん・さん株式会社
1　決定年月日　平成29年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０７４号
東京都港区芝大門１丁目７番４号　トーア芝ガーデン602
破産者　株式会社ナスカジャパン
1　決定年月日　平成29年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８８号
東京都豊島区西池袋３丁目23番10号
破産者　株式会社Ｓ企画
1　決定年月日　平成29年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０８号
東京都目黒区祐天寺１丁目22番９号
破産者　株式会社中川書店
1　決定年月日　平成29年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５２号
東京都八王子市北野台５丁目35番７号
破産者　山崎　貴子
1　決定年月日　平成29年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６２３号
福岡県大野城市仲畑３丁目５番10―701号
破産者　清瀧　雄二
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２７号
埼玉県吉川市大字加藤685番地１
破産者　高見澤泰史
1　決定年月日　平成29年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝972番地５（旧住所　鳥取県東伯郡三朝町大字三朝903番地１）
破産者　米田　和浩
1　決定年月日　平成29年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

債権者集会招集

平成２８年（フ）第２８３１号
堺市中区八田寺町472番地１
破産者　株式会社吉野昌
1　期日　平成29年５月30日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２６４号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目３番Ｂ―508号
破産者　藤田　順吉
免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
平成29年４月５日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第１号
滋賀県彦根市金沢町1060番地１
清算株式会社　株式会社滋賀興産
代表清算人　平野　　武
1　決定年月日　平成29年３月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所彦根支部

監督命令

平成２９年（再）第６号
大阪市北区梅田１丁目２番２―Ｂ100号
再生債務者　ナショナル流通産業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番４号　御影ビル２階　なのはな法律事務所　弁護士　野村　剛司
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
サ　再生手続開始決定前に締結された事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約における民事再生法第49条１項の規定による履行の選択
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからサまでに掲げる行為
平成29年４月３日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２９年（再）第６号
大阪市北区梅田１丁目２番２―Ｂ100号
再生債務者　ナショナル流通産業株式会社
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月９日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年６月14日から平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部